



平成25年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
(コード番号 9042 東証・大証第一部)
問合せ先 グループ経営企画部部長 (広報担当) 井坂博一
(TEL. 06-6373-5092)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社である阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社の常勤の取締役（阪神電気鉄道株式会社の使用人兼務取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社子会社である阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社の常勤の取締役が、株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを当社株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上とグループ全体の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、対象取締役に對して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 募集新株予約権の発行要領

(1) 募集新株予約権の名称

阪急阪神ホールディングス株式会社 第4回新株予約権

(2) 募集新株予約権の総数

192個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(3) 募集新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる募集新株予約権の数

対象者：対象取締役

人 数：18名

割り当てる募集新株予約権の数：192個

(4) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。

なお、(14)に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

ただし、かかる調整は、募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金の額を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(5) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株あたりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株あたりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成25年4月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：(5)に記載のとおり

- ④ 予想残存期間 (t) : 3.729年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 3.729年間 (平成21年8月2日から平成25年4月25日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (λ) : 直近年度の配当総額÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

なお、上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり有利発行に該当しない。

また、当社は、阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社がそれぞれ対象取締役に対して負う報酬支払債務を引き受けたうえで、対象取締役が当社に対して有する報酬支払債権と募集新株予約権の払込金額の債務とを相殺する。

(7) 募集新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月26日から平成55年4月25日までとする。

(8) 募集新株予約権の行使の条件

- ① 募集新株予約権者は、阪急電鉄株式会社又は阪神電気鉄道株式会社のうち、割当日時点で在任する会社の役員の地位を喪失した日の翌日から10日以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、(12)に定める組織再編成行為に伴う募集新株予約権の交付に関する事項に従って募集新株予約権者に再編成対象会社の募集新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ その他の条件については、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 募集新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 組織再編成行為に伴う募集新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の募集新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、次の各号に沿って再編成対象会社の募集新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の募集新株予約権の数
募集新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 募集新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 募集新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(4)に準じて決定する。
- ④ 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各募集新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤ 募集新株予約権を行使することができる期間
(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(9) に準じて決定する。

⑦ 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 募集新株予約権の行使の条件

(8) に準じて決定する。

⑨ 募集新株予約権の取得条項

(10) に準じて決定する。

(13) 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した募集新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 募集新株予約権を割り当てる日

平成25年4月25日

(15) 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

(16) 募集新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪法人営業部（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該部門の承継部門）

(17) 募集新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

以 上